

2011年11月1日

エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品 Version1.14」認定基準の改定について

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

グリーン購入法との整合をはかるため、粘着テープ（布粘着）、鍵かけ、ダストブロワーの品目追加、ノートの古紙パルプ配合率の見直しに関する基準の改定を行う。なお、ノートの古紙パルプ配合率の見直しについては、2008年7月に環境偽装問題を受けて基準配合率の緩和（70%→50%）した経緯があるが、改定後3年以上経過し、グリーン購入法の調達実績においても判断基準適合調達率96.5%と高い数値（平成21年度）であることより再改定（50%→70%）をするものである。

2. 改定の概要

- ①粘着テープ（布粘着）：品目追加
テープ基材の再生プラスチックの重量割合 40%以上
テープ基材の重金属、粘着剤の重金属など
- ②鍵かけ：品目追加
再生プラスチックの合計重量がプラスチック重量の40%以上
プラスチックの重金属など
- ③ダストブロワー：品目追加
フロン類の不使用
可燃性物質の不使用
- ④ノート：基準見直し
古紙パルプ配合率の見直し 50%→70%

3. 改定箇所（*下線部を追加、見え消し部を削除）

4. 認定の基準と証明方法

4-1-2. 材料に関する基準と証明方法

製品を構成する主材料として、紙材、木材、プラスチック材のどれか一つを製品全重量の70%以上（別表1に定める機能性事務用品の場合は50%以上、主材料がプラスチック材でポストコンシューマ材料を使用している場合は60%以上）使用しているものについては、該当する以下A～Cのどれか一つを選択し、適用する。また、それ以外

の製品についてはDを適用する。

なお、消耗部分、粘着部分、とじこみ用品のとじ具・とじ針、手提げ袋の取っ手、封筒の窓部(グラシンペーパーまたは封筒本体と分別可能な構造で再生プラスチック重量割合40%以上のフィルム)、およびノートなどのクロス・とじ糸・リングなどの製本部品、樹脂製部品は、製品全体重量のカウント対象から除くことができるものとし、その場合には、材料に関する基準を適用しない。

A. 紙を主材料とする製品

(4) 原料として使用した古紙パルプの合計重量が製品全体の重量割合で70%以上であること。

なお、包装袋にあつては、古紙パルプの合計重量が製品全体の重量比で30%以上、包装紙・封筒にあつては40%以上、慶弔用品(慶弔袋、金封など)・アルバム・学用紙製品(ノート類を除く、画用紙類、折り紙など)・機能性事務用品にあつては50%以上であること。

C. プラスチックを主材料とする製品

(21) 原料として使用した再生プラスチックの合計重量が、製品全体の重量割合で70%以上であること。ただし、原料ポリマーとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの重量割合が、60%以上を満たすことでも良い。また、透明OHPフィルム類(厚さ150ミクロン以下)については、再生プラスチックの重量割合が30%以上、粘着テープ(布粘着)については、テープ基材(ラミネート層を除く。)の再生プラスチックの重量割合が40%以上、別表1に定める機能性事務用品は、再生プラスチックの重量割合が50%以上であること。なお、製品が「テープ印字機等用カセット」の場合は、上記もしくは基準項目(26)を満たすこと。

D. 「A」、「B」および「C」に含まれない製品

「A」、「B」および「C」に含まれない製品については、以下の基準項目(27)~(29)のいずれか一つを満たすこと。

(27) 原料として、「古紙パルプ」、「再・未利用木材または廃植物繊維」および「再生プラスチック」の合計重量が、製品全体の重量割合で70%以上(別表1に定める消しゴム、プラスチック字消し及び機能性事務用品の場合は50%以上)であること。また、ステープラについては、再生プラスチックの合計重量がプラスチック重量の70%以上、鍵かけ(フックを含む。扉なしタイプ)については、再生プラス

チックの合計重量がプラスチック重量の 40%以上であること。なお、消しゴム、プラスチック字消しの場合は、上記再生材料に合せて、廃棄された卵の殻などの再生材料の使用も認める。消しゴム、プラスチック字消しに使用する巻紙（スリーブ）部分は、古紙パルプ配合率 50%以上とし、認定基準 4-1-2-A(6)を満たすこと。また、消しゴム、プラスチック字消しに使用するプラスチック製ケース部分は、認定基準 4-1-2-C(21)～(25)を満たすこと。

紙材の使用部分については認定基準 4-1-2-A(5)～(12)、木材の使用部分については認定基準 4-1-2-B(14)～(20)および、再生プラスチックの使用部分については認定基準 4-1-2-C(22)～(25)を満たすこと。

(29) ダストブロワー（本体）については、オゾン層を破壊する物質、ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）及び可燃性が高い物質（一般高圧ガス保安規則第一章第二条一項に定められている物質）が使用されていないこと。

【証明方法】

ガスの使用物質名を付属証明書に記載の上、使用物質に関する製品安全データシート（MSDS）を提出すること。

5. 商品区分、表示など

(3) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示（Aタイプの表示）とする。ただし、「エコマーク使用の手引」（2011年3月1日制定施行）に従い、マークと認定情報による表示（Bタイプの表示）を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

環境情報表示は、矩形枠で囲んだものとし、製品を構成する主材料に合せて以下のとおりに記載すること。エコマークの表示は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規定第7条」に従い、使用すること。

D. 「A」、「B」および「C」に含まれない製品

一段目に「再生材料の使用〇〇%」もしくは「再生材料の使用〇〇%以上」、二段目には使用した再生材料として「紙」・「木」・「プラスチック」のうちから「再生材料の名称（3種類の場合、多い順に上位2種まで。「卵の殻」などを使用した白墨の場合は、1種で良い。）」を記載すること。なお〇〇%は製品全体に占める再生材料の合計の数値を記載すること（小数点以下は、切り捨てとする。同一商品区分内で製品全体に占める再生材料の合計の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること。）。ステープラ・鍵かけ（フックを含む。扉なしタイプ）については、一段目に「プラスチック中に」、二段目に「再生材料〇〇%

使用」もしくは「再生材料〇〇%以上使用」とし、プラスチック重量における再生プラスチックの重量割合を記載すること。ダストブロワーについては、「フロン類不使用」と記載すること。なお、〇〇%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。以下に一例（「紙」「プラスチック」を使用した場合、「卵の殻」を使用した場合）を示す。

4. 改定日： 2011年11月1日

以上